

中間検査特定工程一覧表

(詳細は、特定行政庁の告示等を参照)

用途	階数	兵庫県	姫路市	高砂市	加古川市	明石市	神戸市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	三田市	
一戸建ての住宅 兼用住宅 長屋 共同住宅	2以下	50m超え	木造、木造の混構造で50m超えかつ地階を除く階数2以上	木造、木造の混構造で50m超え又は地階を除く階数2以上	木造、木造の混構造で50m超え又は地階を除く階数2以上	50m超えかつ地階を除く階数2以上 <small>(共用住宅は特許建築物)</small>	一戸建ての住宅 <small>(併用住宅の場合 住居の部分が10㎡以上)</small>	木造、木造の混構造で階数2以上	木造、木造の混構造で階数3以上	50m超え <small>(併用住宅の場合)</small>	50m超え <small>(併用住宅の場合)</small>	50m超えかつ階数3以上 <small>(併用住宅の場合)</small>	50m超えかつ階数3以上 <small>(併用住宅の場合)</small>	50m超え又は階数2以上 <small>(併用住宅の場合)</small>	
	3以上														
特殊建築物 〔別表一(イ)欄一～四〕		500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	100m超え階数2以上200m超え階数1以上 <small>(空中に既設建築物が敷地にある場合、それぞれの積層位の床面積)</small>	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	1項200m超え、2項300m超え(下階・中階・共同住宅は階数以上で100m超え)、3項2,000m超え、4項500m超え <small>(地下部又は階数3以上で100㎡以上)</small>	500m超えかつ階数3以上	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	1. 500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超えかつ階数3以上(地上2階以上)	500m超え又は階数3以上(地上2階以上)	
〔別表一(イ)欄五、六〕															
上記以外の建築物									事務所等で地階若しくは3階以上で100㎡超え <small>(階数5以上で1,000㎡超え)</small>				木造、木造の混構造で階数3以上 <small>(上記特許建築物の場合)</small>		
構造															
特定工程															
木造	在来軸組工法	柱、はり及び筋かいの建て方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(特許建築物の場合)</small> ②土台、柱、梁、筋かい及び小径柱を金物等により接合する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数を除く階数3以上の場合)</small> ②柱、はり及び筋かいの建て方工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②土台、柱、はり及び筋かいを金物等により接合する工事	柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②柱、はり及び筋かいの建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②柱、はり及び筋かいの建て方工事	
	枠組壁工法	耐力壁の設置工事 <small>(木質プレハブ工法及び丸太組工法)</small>	耐力壁の設置工事	耐力壁の設置工事	耐力壁の設置工事	【丸太組工法】 軸組(丸太組)の繋結工事	①基礎の配筋工事 <small>(特許建築物の場合)</small> ②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②耐力壁の設置工事	耐力壁の設置工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②壁を設置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②耐力壁を設置する工事	耐力壁の設置工事 <small>(木質プレハブ工法及び丸太組工法)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②耐力壁の設置工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②耐力壁の設置工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上又は混構造の場合)</small> ②耐力壁の設置工事
鉄骨造					1階の鉄骨の建て方工事		①基礎の配筋工事 <small>(特許建築物の場合)</small> ②2階の床版の取付工事又は2階の床に鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の鉄骨の建て方工事		①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床版の取付工事		①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床版の取付工事		①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上又は混構造の場合)</small> ②2階床版の取付工事 <small>(平屋は建て方工事)</small>	
鉄骨鉄筋コンクリート造						2階のはり及び床の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床及び床版の取付工事)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(特許建築物の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	1階の鉄骨の建て方工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事		①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事		①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上又は混構造の場合)</small> ②2階の床版の配筋工事 <small>(平屋は屋根の配筋工事)</small>	
鉄筋コンクリート造		2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 <small>(現場施工でない・2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)</small>	2階のはり及び床の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床版の取付工事)</small>	2階のはり及び床の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床版の取付工事)</small>	2階のはり及び床の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床及び床版の取付工事)</small>	2階のはり及び床の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床及び床版の取付工事)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(特許建築物の場合)</small> ②2階の床版の配筋工事 <small>(現場施工でない・2階の床及び床版の取付工事)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 <small>(現場施工でない・2階の床版及び床版の取付工事)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事 <small>(現場施工でない・2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事)</small>	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上又は混構造の場合)</small> ②2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	①基礎の配筋工事 <small>(階数3以上又は混構造の場合)</small> ②2階の床版の配筋工事 <small>(平屋は屋根の配筋工事)</small>	
上記以外		基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事	基礎の配筋工事	基礎の配筋工事			基礎の配筋工事		基礎の配筋工事	基礎に鉄筋を配置する工事	基礎の配筋工事			
適用除外	法18条	○	○						○	○	○	○	○	○	
	法68条の10													○	
	法68条の11														
	法68条の15														
	法68条の20	○							○	○	○	○	○	○	
	法68条の25														
	法85条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
品確法(建設)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
移転、大規模修繕・模様替	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
期間		24. 6. 20～	27. 7. 1～32. 6. 30	25. 4. 1～	28. 7. 1～	24. 6. 20～29. 6. 19	24. 6. 1～	26. 4. 31～	24. 6. 20～29. 6. 19	27. 10. 1～	28. 1. 1～	28. 10. 1～	24. 2. 1～29. 1. 31	27. 4. 1～30. 3. 31	
工区分け		早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	早期に終了する工区の工程を特定工程 <small>(法で定められた規模の共同住宅は全範囲の検査が対象)</small>	
添付書類 <small>【確認申請時の添付書類は、特定行政庁に確認申請を提出する場合に必要な添付書類です。弊社では中間検査申請時まで提出してください】</small> <small>【中間検査時の添付書類は、中間検査申請書の添付書類として提出してください(確認申請時に添付の場合は不要)】</small>		【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【中間検査時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書	【確認申請時】 ①筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書 ②土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書 ③令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書		
備考							【特定工程】 ①一の確認で2棟以上の建築物がある場合は最も早期に完了する様(当該棟が他の棟の規模に比べて極めて小さい場合を除く) ②鉄骨造と鉄筋コンクリート造を併用する場合は該当する構造に応じた特定工程のうち最も早期に完了する工事			【その他の適用除外】 ①木造の混構造で木造部分が局部的でその他が木造以外のもの ②Exp. Jにより構造上別で申請部分だけで中間検査対象でないもの ③申請部分が50㎡以下(新築除く) ④観覧場で屋外に避難上有効に開放されているもの ⑤診療所(入浴施設なし) ⑥高さが60mを超える			【特定工程】 ①木造以外の構造で平屋建ては基礎工事のみ ②混構造の場合は2階部分の構造による		